

「賃金構造基本統計調査」 のお願い

この7月、「平成29年賃金構造基本統計調査」が全国一斉に実施されます。

調査の実施にあたっては、都道府県労働局、労働基準監督署から事業主の皆様に調査をお願いすることとなりますので、調査の趣旨、重要性をご理解いただき、何卒調査にご回答いただきますようお願い申し上げます。



ひと、くらし、
みらいのために

Q. 「賃金構造基本統計調査」って、何を調べるの？

A. この調査は、労働者の賃金の実態を産業、地域、企業規模、雇用形態、就業形態、職種、性、年齢、学歴、勤続年数、経験年数別等に明らかにするための調査です。こうした事項別に賃金の実態を調査している唯一の公的統計であり、国の実施する最も重要な統計の一つとして、統計法に基づく「基幹統計」に指定されています。

Q. どのような会社が調査の対象になるの？

A. 民営なら5人以上、公営なら10人以上の常用労働者が雇用されている事業所※の中から無作為抽出で選ばれた事業所が調査の対象になります。
(※一部の地域、産業を除きます)

Q. 調査結果はどのように役立っているの？

A. 民間では賃金決定のための資料や、労務管理などの資料として幅広く利用されています。この他、損害賠償請求訴訟における逸失利益の算定や、最低賃金法による最低賃金の決定、労災保険法による年金給付基礎日額の最低・最高限度額の算定等、また各種政策決定の際にも幅広く使用されるなど、極めて重要な役割を果たしています。